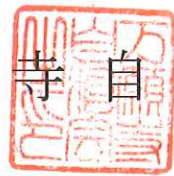


# 内規集

名称	制定日	改定日
寄付・慶弔金支給内規	平成 16 年 4 月 30 日	
会費取扱内規	平成 16 年 4 月 30 日	平成 30 年 4 月 1 日
記念品贈呈内規	平成 12 年 4 月 22 日	平成 30 年 4 月 1 日廃止
自主防災会内規	平成 23 年 4 月 17 日	

万願寺自治会



平成 16 年 4 月 30 日  
万願寺自治会



## 寄付・慶弔金支給内規

### 1. 寄付金

赤十字など（原則として日野市紹由の団体に限る）より寄付要請があった場合は、前例などを基準とした金額の寄付を行う。

### 2. 祝い金

祭礼（八幡神社・三角）、子ども会主催の盆踊り、老人会総会などに、出席要請があった場合は、5,000 円の祝い金を贈る。

### 3. 弔慰金

会員または同居の親族に不幸があった場合に支給する。

#### 1) 支給対象者

喪主に対して支給する。

#### 2) 金額

5,000 円とするも特殊な場合(数人が一緒など)は、役員会にて決定し、支給することとする。

#### 3) その他

原則として、通夜式または告別式に参列し、霊前に供えるものとする。

### 4. その他

本内規に疑義または、不具合な点が生じた場合は、役員会にて決定し、重要事項の変更を必要とした場合は、総会の承認を受けるものとする。

### 5. 本内規は、平成 16 年 4 月 29 日開催の平成 15 年度総会において、自治会規約の一部を改正したため、これを機に、以前よりの支給基準に照らし、この内規を制定したものである。

以 上

平成 30 年 4 月 1 日  
万願寺自治会



## 会費取扱内規

1. 会員は、次の基準により、会費を納入しなければならない。
  - 1) 会費額  
月額 200 円(年額 2,400 円)とする。  
組長の負担を軽減するため、年額の一括納入を原則とするも、月毎・半年毎の納入も可とする。
  - 2) 納入方法  
一括納入の場合は、毎年 5 月下旬までに、組長経由にて会計担当員に納入するものとする。
  - 3) 中途退会  
中途退会の場合は、納入済み会費は、原則として返還しないものとする。
  - 4) 中途入会  
中途入会の場合は、会計年度に合わせた月割り額を納入するものとする。
2. その他  
本内規に疑義または、不具合な点が生じた場合は、役員会にて決定し、重要事項の変更を必要とした場合は、総会の承認を受けるものとする。
3. 本内規は、平成 16 年 4 月 30 日制定されたものを、平成 29 年度総会における改正の承認を受けて、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものである。

以 上